

令和6年能登半島地震「第1回液状化等に関する説明会」での
ご質問、ご意見等についての新潟市の考え方

第1回液状化等に関する説明会

西区会場：4月27日・30日開催

江南区会場：5月17日開催

※5月29日時点の内容のため、今後、変更になる場合があります。

目次

1 各種支援制度と復旧工事などについて

<u>り災証明書</u>	ページ
No. 1 【り災証明書について】	1
No. 2～4 【被害認定調査について】	
No. 5 【2次調査について】	2
<u>住宅再建</u>	
No. 6 【住宅修理の相談先について】	3
No. 7 【住宅修理の相談先の対応について】	
No. 8 【住宅応急修理制度について】	
No. 9～10 【新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援制度について】	3～4
No. 11～12 【新潟市液状化等被害住宅修繕支援制度について】	4
No. 13 【液状化対策と住宅修繕の関係性について】	
No. 14 【液状化被害に対する国の補助制度について】	5
<u>解体</u>	
No. 15 【被災家屋等の解体・撤去制度について】	6

<u>道路</u>	ページ
No. 16～18 【道路の復旧について】	7
No. 19 【大雨への対応について】	
<u>水路</u>	
No. 20 【排水路の復旧について】	8
<u>下水道</u>	
No. 21 【下水道の復旧について】	9
<u>境界</u>	
No. 22 【道路と宅地との境界について】	10
No. 23 【隣地との境界について】	
<u>その他（情報提供・窓口対応・健康相談）</u>	
No. 24 【被災者への情報提供について】	11
No. 25 【被災相談窓口での対応について】	
No. 26 【こころとからだの健康相談について】	

2 将来に向けた宅地の液状化対策について

No. 27～28 【宅地液状化対策とは】	12
No. 29～33 【新潟市の宅地液状化対策について】	12～13
No. 34 【国の補助制度について】	
No. 35 【宅地液状化対策の実施期間について】	

1 各種支援制度と復旧工事などについて

り災証明書

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
1	<p>【り災証明書について】</p> <p>り災証明書とは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書は、国（内閣府）の定める「住家の被害認定基準」に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を判定するものです。 ・被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6段階に分かれます。 ・被災者が生活再建を進めるうえで、各種支援を受ける際の証明書となります。 	<p>税制課 ☎:025-226-1502 E-mail: zeisei@city.niigata.lg.jp</p>
2	<p>【被害認定調査について】</p> <p>り災証明書の被害認定はどのように行われるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定のための調査には、1次調査と2次調査があります。 ・大規模な災害の際、調査対象となる棟数が多くなることから、一刻も早く被災者支援を実施するために、1次調査を実施し、迅速に被害認定を行います。 ・1次調査では、建物の外から被害の状況を確認し、判定を行います。 ・その後、内部の調査を希望された場合のみ2次調査を実施します。 ・2次調査では、建物の外からだけでなく、建物内部の被害の状況も確認し、判定を行います。 	<p>資産税課 ☎:025-226-1512 E-mail: shisanzei.to@city.niigata.lg.jp</p>
3	<p>【被害認定調査について】</p> <p>1次調査とはどのような調査を行うのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1次調査では、建物の屋根、外壁、基礎の被害と、建物の傾斜の状況、地盤被害の状況を確認し、判定します。 ・建物内部の被害は確認しませんが、建物内部に被害がある場合、その被害が外観にも現れていると判断して判定を行っています。 ・この調査の判定結果で、り災証明書を交付します。 ・り災証明書の交付の際は、被災者の方に調査内容の説明を行っていますが、その際に調査で確認できなかったことや新たな被害に関する事実をお知らせいただいた場合は、1次調査の再確認を実施しています。 	<p>資産税課 ☎:025-226-1512 E-mail: shisanzei.to@city.niigata.lg.jp</p>
4	<p>【被害認定調査について】</p> <p>2次調査とはどのような調査を行うのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2次調査では、建物の屋根、外壁、基礎の被害に加え、天井、内壁、柱、建具、床、設備の被害状況を確認し、建物の傾斜、地盤被害の状況を含め総合的に判定を行います。 ・この調査の判定結果で、り災証明書を交付します。 ・り災証明書の交付の際は、被災者の方に調査内容の説明を行っていますが、判定結果に納得いただけない場合は、2次調査の再調査を実施します。 	<p>資産税課 ☎:025-226-1512 E-mail: shisanzei.to@city.niigata.lg.jp</p>

り災証明書

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
5	<p>【2次調査について】</p> <p>り災証明書発行のための2次調査を受ける場合、1次調査での、り災証明の判定は一旦破棄となり、判定が低く変わるかもしれないと言われた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次調査と2次調査では調査項目が異なるため、2次調査の結果、1次調査と比べて判定が上がることも、下がることもあります。 ・ 2次調査では、建物内部の柱や建具、壁等の被害が大きければ、判定が上がることも考えられますが、床以外に大きな損傷がない場合、判定が変わらない（または下がる）可能性もあります。 ・ 具体的には、1次調査の結果が液状化被害による半壊だった場合、家の内部の被害が限定的なとき（一部の部屋だけに被害がある）、もしくは全体的に被害はあるが損傷の程度が軽いとき（内壁クロスのひび割れ、柱の軽度なひび割れ、建具が動きにくくなった等の被害のみ）などは、2次調査の結果では準半壊となる可能性があります。 ・ 1次調査と2次調査の判定結果が異なる場合、採用される判定結果は2次調査となります。 	<p>資産税課 ☎:025-226-1512 E-mail: shisanzei.to@city.niigata.lg.jp</p>

住宅再建

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課									
6	<p>【住宅修理の相談先について】</p> <p>どのような修理をしたらよいかかわからない。誰に相談すればよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の修理方法については、まずは家を建てた住宅メーカーや工務店にご相談ください。 相談先がない方は、新潟市建築組合連合会にご相談ください。 <p>新潟市建築組合連合会：電話070-6510-0353 (平日 午前10時から 午後5時)</p>	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>									
7	<p>【住宅修理の相談先の対応について】</p> <p>住宅工事を総合的に相談できる窓口がなく苦労している。建築組合からは見積もり依頼後の相談は不可と言われた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の修理方法について、自宅を建てた住宅メーカーや工務店などへの相談が難しい場合には、新潟市建築組合連合会にご相談ください。 また、現在、見積依頼中の工務店で総合的な相談ができない場合についても、その旨を新潟市建築組合連合会へお伝えいただくことで、ご相談できます。 なお、相談先がない方への対応を優先しており、金額比較のための見積相談については、現在対応が難しいとのことですので、ご理解とご協力をお願いいたします。 	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>									
8	<p>【住宅応急修理制度について】</p> <p>国・県の住宅応急修理制度について、申請期限や完了期限に間に合わないのでは延期できないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月10日に、期限が延長されました。 <p>申込期限及び完了期限の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込 期限</td> <td>令和6年6月28日(金) まで</td> <td>令和6年12月31日(火) まで</td> </tr> <tr> <td>完了 期限</td> <td>令和6年12月31日(火) まで</td> <td>上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	申込 期限	令和6年6月28日(金) まで	令和6年12月31日(火) まで	完了 期限	令和6年12月31日(火) まで	上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>
	変更前	変更後										
申込 期限	令和6年6月28日(金) まで	令和6年12月31日(火) まで										
完了 期限	令和6年12月31日(火) まで	上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)										
9	<p>【新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援制度について】</p> <p>液状化等被害住宅建替・購入支援制度について、建替えを計画しているが、完成が期限に間に合っていない。期限の延長はできないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建て替える住宅が完成したのち、市への報告書の提出期限を令和7年3月14日までとしていますが、工事等の実情を受けて期限を延長する方向で検討しています。 詳細が決まり次第、速やかにお知らせいたします。 	<p>建築保全課 ☎:025-226-2864 E-mail: hozen@city.niigata.lg.jp</p>									

住宅再建

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
10	<p>【新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援制度について】</p> <p>「被災者生活再建支援金」では、り災証明の判定が半壊でも、解体をすれば全壊の扱いになると聞いている。</p> <p>「液状化等被害住宅建替・購入支援制度」の対象は、中規模半壊以上となっており、半壊で解体し、建て替える場合は対象外となっている。なぜ、この2つの制度で取り扱いが異なっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災者生活再建支援金制度」は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用した制度であり、支援金は見舞金的な性格を持ち、使途の制限もありません。 ・一方、「液状化等被害住宅建替・購入支援制度」は、公費（税金）を財源とした補助制度であり、その対象や使途を明確にする必要があります。 ・内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では、半壊は「補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの」、中規模半壊は「相当規模の補修を行わなければ、居住することが困難なもの」と定義されています。国においては、「支援金額は、被害の程度に応じたものであることが適切」とされていることから、対象は「中規模半壊以上」の被害住宅とし、使途は建替えや購入にかかる費用としています。 	<p>福祉総務課 ☎:025-226-1169 E-mail: somu.wl@city.niigata.lg.jp 建築保全課 ☎:025-226-2864 E-mail: hozen@city.niigata.lg.jp</p>
11	<p>【新潟市液状化等被害住宅修繕支援制度について】</p> <p>液状化等被害住宅修繕支援について、傾斜修繕は費用が高額となるため、外構工事を含め、実際にかかる工事費によって支援金額を決めるべきと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に対する支援の金額に対する考え方について、国は「支援金額は、被害の程度に応じたものであることが適切」としています。（※） ・そのうえで本市といたしましては、国や県の制度では対象とならない一部損壊も支援対象に加え、また住宅修理のみならず外構工事にも使用できるよう柔軟かつ幅広い支援制度とさせていただきます。 <p>※内閣府（防災担当）が設けた「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）</p>	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>
12	<p>【新潟市液状化等被害住宅修繕支援制度について】</p> <p>住宅部分に被害はないが、車庫が傾斜するなどの被害を受けている。住宅部分に被害がないと、支援制度の対象にならないとお聞きした。車庫、境界にあるブロックの修繕も支援制度の対象にしてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「液状化等被害住宅修繕支援制度」は、今回の地震による被害を公的に証明するり災証明書に基づき、国や県の制度では対象とならない一部損壊も支援対象に加え、また住宅修理のみならず外構工事にも使用できる支援制度としています。 ・住家に被害が認められずり災証明書が交付されない場合は、制度の対象外となりますのでご理解をお願いします。 ・なお、ブロック塀の撤去については、道路等に面しているものを対象とした補助制度があります。り災証明書がなくてもご利用できますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。 建築部建築行政課 025-226-2841 	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>
13	<p>【液状化対策と住宅修繕の関係性について】</p> <p>説明会で液状化の状態が続いているとの話を聞いたが、その状況の中での住宅の修繕は、その後不具合が生じるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化の状態が続いている場合は、修理後に不具合が生じる可能性は否定できませんが、被害のあった個々の土地の状況は様々であるため、基本的には、地質調査を行う業者など専門業者に確認していただく必要があります。 ・まずは家を建てた住宅メーカーや工務店などにご相談ください。 	<p>公共建築課 ☎:025-226-2880 E-mail: koken@city.niigata.lg.jp</p>

住宅再建

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
14	<p>【液状化被害に対する国の補助制度について】</p> <p>国が3月に公表した「住宅修繕に最大120万円の定額補助」とは、どのような制度か。(住宅・建築物安全ストック形成事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が令和6年3月22日に公表した「住宅修繕に最大120万円の定額補助」は、この地震による住宅への被害の有無に関わらず、耐震化の改修工事を行う住宅に対し補助される制度です。 ・耐震化の改修工事と併せて地震により傾いた住宅の修復工事を行う場合にも補助金を活用することができます。 ・ただし補助を受けるためには、まず耐震診断を行い、診断の結果、耐震性が不足すると判断された住宅であることなど、一定の要件があります。 ・なお、制度の詳細については新潟市ホームページでもお知らせしています。こちらもご参照ください。 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/jishin/taishin/mokutaishin_kouji.html 	<p>建築行政課 ☎:025-226-2841 E-mail: kenchiku@city.niigata.lg.jp</p>

解体

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
15	<p>【被災家屋等の解体・撤去制度について】</p> <p>公費解体制度には「すでに自費で被災家屋等を解体・撤去」した場合の「費用償還」の制度があり、解体後に申請を行うことになるが、申請期限が令和6年7月31日までである。申請期間を延長できないか？</p>	<p>・「費用償還」を含めた公費解体の申請期限については、令和6年7月31日としていますが、他の支援策と調整を図りながら延ばす方向で検討を進めています。</p>	<p>廃棄物対策課 ☎:025-226-1411 E-mail: haitai@city.niigata.lg.jp</p>

道路

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
16	<p>【道路の復旧について】</p> <p>道路の復旧範囲についてはすでに決まっているのか。また、道路の高さはどうなるのか。</p>	<p>【市管理道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた道路はすべて復旧工事を行います。 ・道路の高さは、令和6年6月より順次、沿線の方々へお示しさせていただくため、すでに現地では地域の皆様に確認をいただきながら測量作業を行っています。 ・それぞれのお宅の復旧工事と道路の復旧工事の時期が合わない場合には、住宅がある区の建設課へ個別にご相談ください。 <p>【私道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道災害復旧支援制度に申請のあった箇所については、（一社）道路保全協会の協力のもと復旧工事を行います。 ・道路の高さは、沿線の皆さままで決めていただきますが、その際必要となる技術的な支援などについては、（一社）道路保全協会の協力のもと進めています。 	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp 道路計画課 ☎:025-210-5288 E-mail: doro@city.niigata.lg.jp</p>
17	<p>【道路の復旧について】</p> <p>通学路にも被害が発生し、こどもの歩行に危険な状況である。 マンホールが浮き上がり、道路のひび割れが日々大きくなっている。 早急に対応をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、復旧工事に向けた測量と設計の作業を進めています。 ・復旧工事については、令和6年6月から順次、道路の高さを沿線の方々へお示しし、調整が完了した路線から進めていきたいと考えています。 ・被災された地域においては、日々、道路陥没などのご連絡を頂いており、その都度応急的な復旧を行っています。 ・周辺の道路において、変状等が確認された場合は、各区役所の建設課へご連絡をお願いします。 ・マンホールが浮き上がるなど下水道施設に不具合が発生し、車両の通行や歩行等に危険がある場合は、下水道管理センター維持管理課（025-281-9062）にご連絡ください。 	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp 道路計画課 ☎:025-210-5288 E-mail: doro@city.niigata.lg.jp 下水道計画課 ☎:025-226-2979 E-mail: keikaku.ps@city.niigata.lg.jp</p>
18	<p>【道路の復旧について】</p> <p>道路の本復旧時に、民地と道路のすりつけを市の責任で施工してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に合わせ「側溝の入れ替え」、「舗装のやり直し」、「民地と道路とのすりつけ」を道路復旧工事として市が実施します。 	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp</p>
19	<p>【大雨への対応について】</p> <p>側溝に砂がたまり、大雨になると水があふれる心配がある。梅雨時期になると車庫に雨水が入ってこないか心配。下水道の復旧を早急にしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝も被災しており、応急的な修繕、また、堆積した砂の除去を随時行っていますが、流れが悪い箇所もあります。 ・その際には、ポンプによる排水により、緊急的な対応を行っています。 ・また住宅への浸水を未然に防ぐことができるよう、砂入りの土のうを区役所で配布しています。ご希望の方は各区役所建設課にお問い合わせください。 	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp</p>

水路

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
20	<p>【排水路の復旧について】</p> <p>地震により旧農地時代の排水路などに面している周辺の住宅に大きな被害がでている。以前から地盤の流出や家屋の傾きの関係から排水路の改修を相談したが対策はなされなかった。排水路の所有者は様々かもしれないが、今回の災害復旧で積極的に排水路の復旧、対策をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水路については、種類や機能、財産の所有などにより、区役所、下水道部、土地改良区と管理者が異なりますが、原則、各管理者が排水路の修繕や維持管理を行っており、これまで地元要望に基づき市で改修している箇所もあります。 ・このたびの地震により被害を受けた排水路につきましては、各管理者により復旧することが基本であり、市で管理する排水路については市が責任をもって復旧します。 ・所有者や管理者が不明で、対応に苦慮している排水路がありましたら、これまでの経緯や現地の状況などを調査する必要がありますので、各区役所の建設課へご相談ください。 	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp</p> <p>下水道計画課 ☎:025-226-2979 E-mail: keikaku.ps@city.niigata.lg.jp</p>

下水道

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
21	【下水道の復旧について】 下水道の本復旧時に、下水道への接続を市の責任で施工してほしい。	・下水道の本復旧の際、現場を確認し公共汚水柵と宅地内の排水管の再接続が必要な場合は、市の責任において施工します。	下水道計画課 ☎:025-226-2979 E-mail: keikaku.ps@city.niigata.lg.jp

境界

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
22	<p>【道路と宅地との境界について】</p> <p>地震により土地の境界がずれてしまった。道路との境界がわからないと住宅の復旧もできない。</p>	<p>・令和6年6月以降に道路（公道）の高さをお示しすると合わせて、宅地との境界についてもお示しします。</p>	<p>土木総務課 ☎:025-226-3017 E-mail: somu.pw@city.niigata.lg.jp</p>
23	<p>【隣地との境界について】</p> <p>地震で隣地(民地)との境界がわからない。境界を確定させるにはどうしたらよいか。</p>	<p>・隣地（民地）同士の境界の確定については、土地家屋調査士にご相談いただくか、弁護士会の無料電話相談をご利用ください。 新潟県土地家屋調査士会 025-378-5005 平日8:30～17:00 新潟県弁護士会 0120-254-994 祝日除く10:00～16:00（令和6年7月31日まで）</p>	<p>広聴相談課 ☎:025-226-1025 E-mail: kocho@city.niigata.lg.jp</p>

その他

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課																																																
24	<p>【被災者への情報提供について】</p> <p>公的支援制度などの情報提供を速やかに、わかりやすく、丁寧にしてほしい。</p>	<p>・支援制度などについて、ホームページやLINE、防災メールなどでお知らせするとともに、デジタルによる情報が受け取れない方にも情報が行き届くよう、「市報にいがた」や支援策等をまとめたチラシにより広報を行っています。</p> <p>・また、民生委員・児童委員の皆さまと連携し、地域で見守りが必要な世帯を訪問した際にチラシをお配りいただくなどの取組みを行っています。</p> <p>・今後も、被災された皆さまに支援の情報が行き渡るように、市報やチラシなどの配布物とデジタルを併用するなど、適時適切な情報発信を行ってまいります。</p>	<p>広報課 ☎:025-226-2111 E-mail: koho@city.niigata.lg.jp 生活再建支援チーム ☎:025-226-2156 E-mail: seisakukikaku@city.niigata.lg.jp</p>																																																
25	<p>【被災相談窓口での対応について】</p> <p>被災相談窓口において担当者により説明が異なる。寄り添った丁寧な説明をしてほしい。</p>	<p>・いただいた意見を関係課に周知徹底するとともに、引き続き、相談に来た方に寄り添いながら説明の内容が異なることが無いように丁寧に説明します。ご不明な点や疑問な点があればお申し出ください。</p>	<p>防災課 ☎:025-226-1140 E-mail: bosai@city.niigata.lg.jp</p>																																																
26	<p>【こころとからだの健康相談について】</p> <p>震災後に体調が悪化したので、相談に乗ってほしい。</p>	<p>・地震後の体調不良などについて、こころとからだの健康相談を実施しています。症状等に応じて下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。</p> <p>【地震後のめまい・頭痛が治らないなど、からだの相談:平日8:30~17:30】</p> <table border="0"> <tr><td>北 区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-387-1345</td></tr> <tr><td>東 区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-250-2370</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-223-7039</td></tr> <tr><td>江南区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-382-4138</td></tr> <tr><td>秋葉区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>0250-25-5695</td></tr> <tr><td>南 区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-372-6395</td></tr> <tr><td>西 区</td><td>健康福祉課</td><td>地域保健福祉担当</td><td>025-264-7453</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>西地域保健福祉センター</td><td>025-264-7731</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>黒埼地域保健福祉センター</td><td>025-264-7474</td></tr> <tr><td>西蒲区</td><td></td><td>巻地域保健福祉センター</td><td>0256-72-7100</td></tr> </table> <p>【地震後の不安やつらい気持ちなど、こころの相談】</p> <table border="0"> <tr><td>こころの健康センター</td><td>025-232-5560 (平日8:30~17:00)</td></tr> <tr><td>こころといのちのホットライン</td><td>025-248-1010 (平日17:00~22:00、土・日・祝日10:00~16:00)</td></tr> <tr><td>新潟県こころの相談ダイヤル</td><td>0570-783-025 (24時間対応)</td></tr> <tr><td>新潟市児童相談所</td><td>※18歳未満の子についての相談のみ 025-230-7777 (平日8:30~17:30)</td></tr> </table> <p>【耳の不自由な方、電話が使えない方】</p> <p>新潟市保健所健康増進課 FAX 025-246-5671、メールアドレス kenkozoshin@city.niigata.lg.jp</p>	北 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-387-1345	東 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-250-2370	中央区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-223-7039	江南区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-382-4138	秋葉区	健康福祉課	地域保健福祉担当	0250-25-5695	南 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-372-6395	西 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-264-7453			西地域保健福祉センター	025-264-7731			黒埼地域保健福祉センター	025-264-7474	西蒲区		巻地域保健福祉センター	0256-72-7100	こころの健康センター	025-232-5560 (平日8:30~17:00)	こころといのちのホットライン	025-248-1010 (平日17:00~22:00、土・日・祝日10:00~16:00)	新潟県こころの相談ダイヤル	0570-783-025 (24時間対応)	新潟市児童相談所	※18歳未満の子についての相談のみ 025-230-7777 (平日8:30~17:30)	<p>健康増進課 ☎:025-212-8166 E-mail: kenkozoshin@city.niigata.lg.jp こころの健康センター ☎:025-232-5580 E-mail: kokoro@city.niigata.lg.jp</p>
北 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-387-1345																																																
東 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-250-2370																																																
中央区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-223-7039																																																
江南区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-382-4138																																																
秋葉区	健康福祉課	地域保健福祉担当	0250-25-5695																																																
南 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-372-6395																																																
西 区	健康福祉課	地域保健福祉担当	025-264-7453																																																
		西地域保健福祉センター	025-264-7731																																																
		黒埼地域保健福祉センター	025-264-7474																																																
西蒲区		巻地域保健福祉センター	0256-72-7100																																																
こころの健康センター	025-232-5560 (平日8:30~17:00)																																																		
こころといのちのホットライン	025-248-1010 (平日17:00~22:00、土・日・祝日10:00~16:00)																																																		
新潟県こころの相談ダイヤル	0570-783-025 (24時間対応)																																																		
新潟市児童相談所	※18歳未満の子についての相談のみ 025-230-7777 (平日8:30~17:30)																																																		

2 将来に向けた宅地の液状化対策について

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
27	【宅地液状化対策とは】 「宅地液状化対策」とは。	・液状化被害の大きかった地域において、道路や宅地を含め一体的な液状化対策を推進し、将来の地震に備えるために行うものです。	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp
28	【宅地液状化対策とは】 「宅地液状化対策」の主な工法は。	・「宅地液状化対策」の主な工法は以下の通りです。 ①「地下水位低下工法」 地下水の高さを強制的に下げ、液状化の被害を軽減させる工法 ②「格子状地中壁工法」 地中に柱状の壁を格子状に置き地盤の変形を抑える工法	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp
29	【新潟市の宅地液状化対策について】 「宅地液状化対策」の今後の進め方は。	・主に地盤工学などの有識者による「検討会議」を令和6年4月1日に組織し、第1回会議を令和6年5月22日に開催しました。 ・この「検討会議」において、有識者からの知見をいただきながら、液状化被害の全体像を分析・整理したうえで、対策を行う「エリアの設定」や、「各エリアに適した工法」を選定していきます。	都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp
30	【新潟市の宅地液状化対策について】 「宅地液状化対策」を実施するエリアは。	・エリアの選定については、主に地盤工学の有識者からの知見や判断をいただき、今回の地震で特に被害の大きかった地域を対象にすることを基本としており、全ての地域が液状化対策事業の対象エリアになるわけではないと考えています。	都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp
31	【新潟市の宅地液状化対策について】 実施するエリアが選定されたら、次の進め方は。	・本市における宅地液状化対策の方向性がまとまりましたら、それぞれの自治会や町内会にお伺いし、必要な情報をしっかりお伝えするとともに、丁寧な説明を行ってまいります。	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp

No	ご質問・ご意見	市の考え方	担当課
32	【新潟市の宅地液状化対策について】 新潟市でリーダーシップをとってほしい。	・対策の実施には、「地域住民の合意」が欠かせないことから、本市も地域のみならずととも、取り組みを進めてまいります。	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp
33	【新潟市の宅地液状化対策について】 行政と住民との費用負担の割合はどのようになるのか。	・実施にあたっては国からの補助金を最大限に活用しながら進め、個人負担の縮減に努めます。 ・一方、対策を行うエリアと行わないエリアで不公平感を生じないよう、一定の個人負担を基本と考えています。	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp
34	【国の補助制度について】 国の補助制度（宅地液状化防止事業）が拡充されたとの報道（3/23新潟日報）があったが、どのような内容か。	・今回の地震により被災した自治体が宅地液状化防止事業に取り組む場合、国からの補助率が、通常の4分の1から2分の1に引き上げられました。	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp
35	【宅地液状化対策の実施期間について】 「宅地液状化対策」の実施にはなぜ時間がかかるのか。	・有識者からの知見をいただきながらエリア及び工法の選定をはじめ、地域住民の合意形成から設計・工事着手に至るまでには2～3年を超える期間を要するものと考えています。 ・参考までに、他都市の実績をお示しします。 熊本市：「地下水位低下工法」（工事着手まで3年） 液状化対策検討時 → 52地区 240ha 2,875戸 ↓ 液状化対策実施 → 8地区 35ha 752戸 浦安市：「格子状地中壁工法」（工事着手まで5年） 液状化対策検討時 → 16地区 96.73ha 4,103戸 ↓ 液状化対策実施 → 1地区 0.8ha 33戸	まちづくり推進課 ☎:025-226-2700 E-mail: machisui@city.niigata.lg.jp 都市計画課 ☎:025-226-2679 E-mail: tokei@city.niigata.lg.jp